

都道府県
各市町村 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症が感染拡大しており、これまで経験したことのない速さで新規感染者数が急速に増加しています。また、ワクチンの初回免疫によるオミクロン株感染に対する重症化予防効果は一定保たれているものの、発症予防効果は著しく低下する可能性があります。このような状況の中、障害者支援施設等において、施設入所等する障害者等が感染し施設内療養することや、施設等従事者が濃厚接触者となることによる従事者の不足により応援職員の派遣が必要となる事態が生じることが懸念されます。

このような新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応については、「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応について」（令和3年10月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡。以下「令和3年10月25日事務連絡」という。（別添））において、取りまとめでお知らせしたところですが、今般の状況を踏まえ、令和3年10月25日事務連絡の内容について改めてご確認いただくようお願いします。

また、令和3年10月25日事務連絡の内容のうち、今般特に重要と考えられる事項を下記1. にお示ししますので、都道府県におかれましては、対応状況を再確認の上、その結果を別紙様式にて厚生労働省に報告いただくようお願いいたします。また、新型コロナウイルスワクチンの追加接種の取扱い及びその他関連する最近の事項について、下記2. 3. に再度お示ししますので、ご確認をお願いします。

なお、障害福祉サービス事業者等によるサービス継続に関しても、本事務連絡及び令和3年10月25日事務連絡の内容を参照するとともに、厚生労働省で作成した業務継続計画に関するガイドライン等（※）を参考にした取組が事業者にて実施されるよう引き続きお願いい

たします。

(※) 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

記

1. 障害者支援施設等での感染拡大に備えた対応のうち、以下の事項に係る対応状況の再確認及び厚生労働省への報告について

各都道府県は、令和3年10月25日付け事務連絡のうち、以下の(1)から(4)に記載されている体制の構築状況等について、障害保健福祉主管部(局)と衛生主管部(局)とで必要に応じて連携し再確認いただき、その結果を、別紙の報告様式により、1月26日(水)までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 (horei-shougai@mahlw.go.jp) 宛に電子メールにて提出すること。

- ・(1) の応援職員の派遣体制の構築状況
- ・(2) の医療従事者や感染管理専門家等の派遣体制の構築状況
- ・(3) の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備の構築状況
- ・(4) の必要な物資の供給体制の構築状況

(令和3年10月25日付け事務連絡の抜粋【】は当該事務連絡での該当箇所))

(1) 応援職員の派遣【3.(2)②】

都道府県においては、平時から都道府県単位の障害福祉サービス事業所・施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、各施設、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合等に、応援職員の派遣依頼があった場合は適切に対応すること。

また、都道府県、指定都市及び中核市においては、施設等で感染者が発生した場合などに、地域の他の障害福祉サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を支援する補助制度を活用することができること。

(2) 感染者発生時の医療従事者や感染管理専門家等の派遣【3.(2)①】

各都道府県には、感染者が発生した場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行い、また、必要に応じて専門家やDMAT・DPAT等の医療チーム等を迅速に派遣できる体制を構築していただいているため、感染が確認された場合に迅速に対応できるよう、都道府県内で連携を図っておくこと。

また、障害者支援施設等においてクラスターが発生した場合の対応等について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部地域支援班及びクラスター対策班では、各班に所属するDMATや感染症管理の専門家による相談対応や、都道府県の要請に基づき必要な人材の派遣等を行うなどの支援を行っていること。

(3) 障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備【2.】

感染者等が発生した場合に備えた事前準備として、障害者等各々の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備や、特別な意思疎通支援が必要な者が患者である場合におけるコミュニケーション支援をはじめとする入院中における障害特性を踏まえた配慮の検討について、1月27日事務連絡において検討をお願いしているところであり、都道府県は、引き続き検討を行うこと。

(4) 必要な物資の供給にかかる支援【2.】

支援体制整備や検査の実施にあたっては、都道府県等の衛生部局が中心となりつつ、施設の特性・構造等に係る情報収集、職員の応援、物資の供給等については福祉部局等も協働し、組織的な対応を行うこと。

2. 新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔の短縮について

障害者支援施設等入所者等及び従事者への追加接種に係る体制整備や、初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できる障害者支援施設等入所者等及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者の範囲について、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について」（令和3年11月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000858529.pdf>) 及び「障害者支援施設等の入所者等における初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡（以下「令和3年12月28日事務連絡」という。))

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000875509.pdf>) にてお示ししたところである。令和3年12月28日事務連絡においては、重症化リスクの高い入所者が多い施設における接種を優先することに留意しつつ、高齢者が入所等する障害者支援施設等の入所者等に対して接種間隔を短縮し追加接種を実施する場合は、施設・事業所単位で高齢者以外の入所者等に同時に接種することも差し支えない旨をお示ししている。

さらに「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）(<https://www.mhlw.go.jp/content/000880781.pdf>) により、追加接種の対象者に対して、速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項をお知らせしており、その迅速な実施を改めてお願いする。

3. その他関連する最近の事項

(1) 濃厚接触者の取扱いについて

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の濃厚接触者の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）(<https://www.mhlw.go.jp/content/000881571.pdf>) において、社会機能維持者に限り、最終曝露日から10日を待たず、6日目等の検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できる旨お示したところである。この社会機能維持者については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本

部決定) において、「事業の継続が求められる事業者」として、「高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者」が挙げられており、障害福祉サービス事業所等の従事者も含まれることを申し添える。

(2) 一斉検査及び集中的実施計画に基づく定期的検査について

これまでも、感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、障害者支援施設等を含む高齢者施設等に対する一斉検査や感染が生じやすい場所・集団等に対する検査等を積極的に行うよう要請するとともに(「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」(令和3年12月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000870904.pdf>))、障害者支援施設等を含む高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画に基づく検査の実施手順等についてお示ししてきたところであるが(「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000878155.pdf>))、衛生主管部(局)と障害保健福祉主管部(局)が連携し、引き続き集中的実施計画の策定や当該計画に基づく検査の実施について、対応いただきたい。

(3) 治療薬の活用について

治療薬の活用については、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」(令和3年7月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000875185.pdf>)及び「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」(令和3年12月24日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000875186.pdf>)において示されている。内容に従い適切に対応していただきたい。

以 上